

意見書案第2号

令和7年3月28日提出

令和7年3月28日可決

提出者	市議会議員	角	田	修	一
	同	三	森	和	也
	同	大	澤	智	之
	同	小曾根	英	明	

ガソリン暫定税率の廃止を求める意見書

ガソリン暫定税率は、道路整備の資金を確保するために一時的な措置として1974年に道路特定財源制度の一環として導入され、特例的に上乗せされる税率は、ガソリン税の本来の税率28.7円／リットルと、暫定税率として25.1円／リットルが追加され、合計53.8円／リットルとなっている。

ガソリン暫定税率の廃止については、2024年12月に自民・公明両党と国民民主党の幹事長間で合意が図られ、さらに、2024年12月27日に閣議決定された「令和7年（2025年）度税制改正大綱」にも、「いわゆるガソリンの暫定税率は廃止する」と明記された。

しかし、石破総理は2025年2月26日の衆議院予算委員会答弁で、ガソリン暫定税率の廃止について、代替財源の確保や地方財政への影響を考慮せずに廃止時期を決定することはできないとの認識を示している。

原油価格の高騰により、車が欠かせない地方の暮らしや地域産業そして農業への影響は大きくなっている。

また、運送業における燃料費の高騰は経営状況の悪化につながっている。

よって、国においては、早期のガソリン暫定税率の廃止とともに、廃止時期について明確にすることを、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

前橋市議会議員 富田 公 隆